

第2回和光市下水道運営審議会会議録

平成22年9月30日（木） 602会議室

第 2 回 和 光 市 下 水 道 運 営 審 議 会			
開 催 日	平成 2 2 年 9 月 3 0 日 (木)	開会時間	1 0 時 0 0 分
会 場	市役所 6 階 6 0 2 会議室	閉会時間	1 1 時 3 0 分
委 員 の 出 欠	出席	欠席	事務局
	長坂 敏史 山田 智好 今里 一之 本橋 淳男 富澤 美代 金井 伸夫	萩原 三枝子	建設部長 新井 芳明 下水道課長 尾形 正弘 課長補佐 永野 淳 統括主査 新坂 年章 主 査 長峰 淳二 主 事 田邊 純香 オリジナル設計(株) 池田 宜男
			傍聴者 3 名
議 案	(1) 市民意見の結果報告 (2) 下水道使用料改定の必要性について (3) 下水道使用料改定の方針について (4) 下水道使用料改定案について		

発言者	議 事
事務局	大変お待たせいたしました。定刻になりましたので、はじめさせていただきます。本日はお忙しいなかお集まりいただき誠にありがとうございます。 ただいまから第 2 回和光市下水道事業運営審議会を開催いたします。 本日の審議会は和光市下水道事業運営審議会条例第 6 条第 2 項の規定により委員の半数以上が出席されておりますので、審議会は成立いたしております。 また、本日の審議会に傍聴を希望される方がおりますので、入場していただいておりますので、よろしくお願いします。 これより議事の進行を会長にお願いします。
長坂会長	皆さんおはようございます。8 月に続いて 9 月、足元の悪いなか朝早くからありがとうございます。 それでは、早速議事の方に入らせて頂きたいと思います。はじめに議事を進めるにあたりまして、本日の会議の議事録署名人の選任についておはかりしたいと思います。この点につきましては、事務局の方からご提案をお願いしたいと思います。
事務局	今お話がありましたように、事務局の提案といたしましては、3 号委員の本橋委員

と、4号委員の金井委員にお願いしたいと考えております。以上です。

長坂会長

ただいま事務局の方から、3号委員としまして本橋委員、4号委員といたしまして金井委員にお願いしたいということですが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは両委員にお願いいたします。それでは、事務局の方から本日の審議会の進行について説明をお願いします。

事務局

はじめに、8月2日から8月31日まで下水道使用料改定案について、意見募集を行った結果について、ご報告させていただき、ご審議の参考にしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

また、審議に入ります前に、前回諮問内容については、ご説明いたしましたが、お時間も経っていることから、再度事務局より諮問ごとに簡単なご説明をしてその後、ご審議していただきたいと思いますと考えておりますので、よろしくお願いします。

長坂会長

それでは、事務局より意見募集結果について報告をお願いします。

事務局

それでは、意見募集についてご報告いたします。

本日配布の資料のA3の用紙両面刷りとなっています。それと、A3のカラーコピーこちらについてご説明をしてまいりたいと思います。

下水道使用料(引上げ案)に対する市民意見まとめ、意見のまず一点目、使用料改定の方針和光市の人口は、今後も増えると予測されており、高齢化が進む。医療費負担、土地区画整理事業、学校新設、保育所増設などを抱え、苦しい財政運営を強いられている。下水道経営の自立的運営は、市が取りうる財政改革の最重要カードの一つであることを認識して、当ってもらいたい。

これに対します回答、コメントです。今回の使用料引上げ案につきましても、下水道経営の適正化を図るものです。また、今後におきましても下水道財政収支バランスを図りながら進めてまいります。今回の下水道運営審議会で審議いただいている案件につきましても、職員一人一人が重要な事項である事を認識して取り組んでいます。

次の二点目、使用料の算定期間、予測の確実性を失うので取りあえず3年間という事だが、短期過ぎる。今回の使用料改定がいかにも暫定的という印象を与える。第4次総合振興計画との整合性を図りながら、与件を設定したうえで、10年程度の計画を提示すべきである。

これにつきましての回答、コメントです。この使用料算定期間は、下水道使用料の算定のために使用料対象経費を積算する期間的範囲です。また、現行の使用料での平成31年度までの予測と、使用料引上げ案の予測を資料で提示しています。このペー

ジにつきましては、前回第1回目にお配りしました資料3の8ページ下水道使用料改定率の検討という事でお示ししています。平成25年度の経費回収率は89%、長期的な予測としまして、平成31年度には、101.4%という形でお示ししています。

次に進みます。使用料の改定率、本来は35%程度必要なところ、改定幅が大きすぎるので、中間をとって20%とするやり方は賛成できない。35%は見た目には大きいですが、一般的な家庭で2か月分、50m³、2,587円が3,492円、月にして約450円である。これでも荒川右岸流域10市の中で中位に位置する。東京都は5,418円である。素案の表面的な料金比較では実態は分からない。他市の経費回収率も出したうえで比較すべきである。

これに対しまして回答、コメントです。一般家庭の使用状況は、ほぼ100m³までで全体の約71%を占めています。しかし、当市の使用料体系では累進使用料を採用していることから、使用量の多い利用者との負担を考慮し20%が妥当と考えたものです。また、他市の経費回収率も提示して比較すべきとありますが、各自治体の資本費の状況により経費回収率は変動しますので比較は困難と認識しております。参考までに県内の経費回収率を提示いたします。という事で、この裏面に埼玉県内の下水道事業の経費回収率をのせています。それと、平成20年度分ですが、A3のカラーコピーに詳細を提示しています。経費回収率というものは、分子に下水道の使用料収入、分母に維持管理費と資本費で計算をします。各自治体の下水道事業の進捗状況によって資本費につきましては、各々変化がございます。維持管理費につきましても、各自治体によって状況が違ふことから、このような回答になっています。

次に進みます。使用料体系、使用料が累進制になっているが、累進制の理由が分からない。差別的取り扱いではないか。

これに対しまして、回答、コメントです。今回の使用料改定では使用料体系の部分までは改定していませんが、水量区分ごとに配賦される使用料対象経費を比較すると、大量排水者の使用量の変動が生活排水等に比べて大量排水者ほど単位当りの使用料対象経費が増加することから累進使用料制を導入しています。なお、水道料金でも累進制を採用しており、需要抑制についての動機が働くことから、資源問題、環境問題に寄与すると言われていています。こちらにつきましては、前の資料2、9ページに各使用水量毎の料金表という形で出していますが、2か月分で申し上げますと、1m³から20m³までは従量制、21m³から1m³増える毎に累進制を採用しています。

次に進みます。今後とるべき対策、(1)平成24年4月1日をもって地方公営企業法を適用することだが、平成21年度決算ベースで試算してもらいたい。現金収支方式会計では真の経営実態は分からない。①貸借対照表、損益計算書②固定資産明細、減価償却方法、減価償却高③雨水管会計、污水管会計に分けた明細④中長期(5年から10年)の損益計画と収支計画。

こちらについての回答は、現在、地方公営企業法の適用に向けた各種の調査を行っ

ているところで、保有資産等が明らかになった段階となれば試算できるものと考えています。この試算につきましては、平成21年度と平成22年度は、資産のデータを整理している最中です。

つづきまして(2)高金利市債の借り換え促進市債57億円の内、年利5%以上のものが相当あるが、さらに借り換えを促進する。

こちらについては、平成19年4月1日、地方財政法が改正され、高金利の残債について補償金を払わないで繰上償還できる制度が創設されました。当市においては、年利7.3%以上の残債が可能となり、9670万円を繰上償還しました。しかし、それ以降については、財政力指数1.0以上の団体は対象から除外されています。同様の取扱いは多数あることから、これらの条件緩和に向けた要望を国へ行っているところです。

つづきまして(3)公共下水へ接続の促進、上水道の有収水量9,232千 m^3 (給水戸数36,338戸)と、下水道有収水量8,414千 m^3 の差、約80万 m^3 (9%)の要因を開示してもらいたい。主因は、浄化槽処理と推測するが、接続努力を強めてもらいたい。自衛隊官舎が公共下水道を利用していないと聞くが、自家処理を廃止するよう強く交渉してもらいたい。市の側でこれに要する建設費を計画に織り込んでいるなら金額を示してもらいたい。

これについての回答につきましては、上水、下水道有収量の差については、上水道は市内全体ですが、下水道では市街化区域内を事業認可区域としていることから差が出ています。下水道認可区域内の未接続の方への啓発活動は引き続き実施してまいります。

自衛隊駐屯地、新官舎の公共下水道接続については、現在の当市の下水道施設などをどの程度まで能力アップのための施設改修費用等の試算を自衛隊に依頼しているところです。これらの切替工事の全額が自衛隊の負担となります。和光市の下水道事業認可区域は671haです。

つづきまして(4)水資源事業の経営統合、下水は、貴重な水資源であり、処理して海に流すという現在のやり方を変えて、下水のリサイクル、雨水、湧水を含めた総合的水行政を進めてもらいたい。

これについての回答です。雨水処理については、雨水流出抑制対策として雨水を地中に浸透させる浸透トレンチや雨水浸透枳を開発計画時に指導を行っております。

また、埼玉県では汚水の処理水を高度処理したうえでトイレ用水に供給したり、環境用水として不老川に還流させ、良好な水辺空間を創造するなどの再生水利用事業として推進しています。当市も荒川右岸の企業会計を通してこの事業に関与しています。不老川というのは、入間市、所沢市、狭山市、川越市を通っています。

つづきまして下水道使用料改定の理由について、まず下水道使用料は、昭和56年4月の供用開始以来29年間据え置いてきた事が出来たことに対際し、職員の皆さん

の努力の結果として敬意を表します。今回の改定理由については、市財政の困難により一般会計からの繰入金が今までの状況にはいかないと理解しました。しかし、上水道と同じで下水道は、市民の生活に直接関わるものですので、料金の値上げは極力据え置き、市民生活に影響を与えるべきでないと考えます。

これについての回答、コメントです。これまで下水道の役割である生活環境の改善と水質保全の立場から普及に努めてまいりました。しかし、今日の厳しい財政状況からやむなく使用料の改定案を提示したものです。公共料金の改定には市民のご理解とご協力がなければ出来ません。ご理解を頂けるよう十分な情報提供に努めてまいります。

つづきまして、使用料改定の方針について、算定期間を平成23年度から25年度の3年間としていますが、基本的な考え方とも関連しますが、平成27年度より供用開始時からの耐用年数を超える污水管も調査し、計画的な予算処置を考える事だと思います。また、広く市民にも明らかにして意見を求める時期を半年くらいは必要です。したがって、とりあえず今回の3年間は据え置きにすべきです。

これについての回答、コメントです。施設の耐用年数を総合的に判断して今回、ご提案いたしております。

つづきまして、下水道使用料における基本的考え方について、まず雨水については、公費は当然だと思います。汚水は公共的役割を除いて私費(使用料)で負担することには大きな問題点があります。特に資本費については、地方債の元利償還金を全額私費(使用料)で負担することは、この3年間はあまり変化がないものの、平成27年度以降において標準的な耐用年数を超える污水管の取替工事負担が多くなり、自動的に私費(使用料)負担につながっていくのではありませんか。

一般会計から5億円余位繰入れは、今の和光市財政からにしても「快適環境都市」を目指している和光市としては当然の予算措置ではないでしょうか。また、余談かもしれませんが、荒川右岸流域の方から迷惑料をいただき続ければ、財政状況も少しは良くなっているはずです。結論として今後3年間は据え置きとして標準的な耐用年数を超える污水管の取替工事負担など調査研究すること。提案に市民の意見聴取に半年以上の期間が必要と考えます。

これについての回答、コメントです。意見として伺っておきます。なお、特別負担金(迷惑料)については、平成24年度以降は廃止が決定しています。

この迷惑料、特別負担金ですけれども、荒川右岸流域の10市3町が昭和46年に今の処理場を建設したときに当時10市3町分の処理を和光市に置くという事で、市内から反発が多く出されまして最終的には、迷惑料と建設負担金の支払分を1/2に軽減するという事で合意がなされていますが、平成24年度以降は、この迷惑料につきましては、廃止が決定されています。

以上が意見募集についての報告でございます。それと本日の朝、金井委員のほうか

ら質問が4点ほど届きましたので、これについての意見と回答を続けてさせていただきます。

文章のほうをご用意してありませんので、読み上げて説明させていただきます。

1点目、マンション向けに直結給水方式を導入する予定はあるのか。

この質問につきましては、水道事業の質問かと思われますが、数年前から増圧ポンプによる直結給水の形式が取られています。

2点目、流域下水道管理運営費負担金とはなにか。

こちらにつきましては、荒川右岸流域10市3町の汚水の処理水、排水の処理水の処理料でございます。県に払っております。

3点目、ハッ場ダムが完成した場合の料金に与える影響は。

下水道事業につきましては、影響はないものと考えます。また、水道事業に関しましても、今後3年間程度は料金の改定はないと伺っております。

4点目、平成23年度改定は20%とし、企業会計移行の経営状況を精査して再度改定の必要性を検討するとあるがなぜか。

こちらにつきましては、資料の2番目の使用料の算定期間、資料2の2ページ2の(2)使用料の算定期間、公共料金の性格上できるだけ安定性を保つことが望まれる反面、あまり長期にわたってその期間を設定することは予測の確実性を失うことになるため、使用料の基礎となる収支見通しを確実なものとするため、使用料の算定期間を平成23年4月から平成26年3月までの3年間とします。

これに基づきまして、使用料改定を平成23年から平成25年度の経営状況を再確認してその後に再精査するものです。

平成23年度から平成25年度の経営状況で経費回収率を100%にいたすとすれば、料金改定率をおよそ35%となります。それを平成31年度を目処として20%に抑えておりますので下水道事業の企業会計化を行った暁には、貸借対照表とその計算表、その他細かい財政分析が可能となりますので、その数字を用いまして再度精査するということです。

以上で意見募集のまとめと金井委員の質問に対する回答の報告を終了します。

長坂会長

ただいまの報告に関してご意見、ご質問がございましたらご発言いただきたいと思います。それでは金井委員どうぞ。

金井委員

今朝質問させていただいた件について回答いただいたのですが、まず1つは直結給水方式というので、これは下水の話ではなく上水の話でちょっと違うかも知れませんが、この機会に伺いたいのですが、先程の説明だと和光市では可能だと理解してよろしいのでしょうか。要するに消費者の対応の問題だということで、そういう状態でもよろしいのですかね。

事務局	直結なんですけれども、条件がございまして確か何階建てまでという条件がございまして、増圧ポンプによって直結給水方式を認められる場合があります。
金井委員	そうすると、階数に制限があるんですね。
事務局	そうですね。はい。
金井委員	何階ですか。それは。
事務局	ちょっと詳しいことは、調べてませんので。
金井委員	例えば、私が住んでいるのはマンションなんですけど、15階まで提供することは出来ますか。
事務局	その点につきましては、後で調べてご報告します。
金井委員	はい。分かりました。個人的な質問ですいません。それからあとは、八ッ場ダムが出来たら、これもまた上水の話ですが、下水は関係ないという事ですね。
事務局	下水道の料金には影響はございません。
金井委員	影響はないんですね。上水のほうに影響があるとしたら、4年後以降影響が出てくる可能性があるというようなご説明だったと思うのですが、それは基本的に使用料金で償却していくので恐らく4年後以降は値上げせざるを得ないという解釈でよろしいのでしょうか。4年目以降は分からないという回答でしたね。
事務局	この9月議会の中で水道料金に関しましては、ここで水道水も県から買っておりますので、県水の単価の値上げがあるかどうかというのが問題だとは思いますが、県水の単価については、値上げをしないという事でありましたので、ここ3年間は現在の水道料金で維持が出来るだろうという報告を受けています。
金井委員	そうですか。現状では向こう3年間までしか決まってないのでそれ以降については、現状では分からないということですね。
事務局	そういう事になります。

金井委員	そうすると、メカニズムとして我々素人的に考えるても恐らく八ッ場ダムが稼動すると、莫大な建設費が今までかかっているし、恐らく稼動した時点でそれを県は借金で返してくるでしょうけど、回収する必要がありますよね。そのためには、今、県水とおっしゃったけれどもそれを値上げして負担分を回収するのが道理だと思うのですが、どう予測してもそうなる上水道料金が県水が値上げするのだから、県水を貰っているわけですよね。そうすると当然和光市でも値上げせざるを得ないというのが当然予測できるのですけれども、その点についてはどうでしょうか。
事務局	今現在、長期的なものではなく3年間については今の水道料金で賄えるという話です。その先については、社会情勢も含めまして未定だという事でございます。
金井委員	それは県のそういう対応という事ですよね。
事務局	そうですね。ただそれは水道事業の話で、今回は申し訳ないのですが、下水道事業の話なのでそこまで先の話はという状況です。
金井委員	分かりました。じゃあその点は分からないという事で。あともう一つ、企業会計に移行した場合に、精査しないと今後の再度改定の必要性が分からないということですが、これは先程ご説明がありましたが、企業会計が変わって、例えば、保有資産を洗い出してみないと分からないという事だから、恐らく推測するに保有資産がはっきりした段階で、毎年いくら減価償却があるのか。減価償却分が経費となるから再度値上げの必要があるのではないかという事です。企業会計を導入した場合にはという事です。という事は当然値上げせざるを得ないということになりますよね。
長坂会長	そうですね。今は、減価償却、今はどちらかというと資金繰り会計ですよね。ですから、来年度からと伺っておりますが、財産を全部棚卸しして、そのコスト、財産の価値がいくらか、この辺を知ってそれに対して、今度は企業という予算を作る訳ですよね。どれだけ利益があるか、それから経費があるかという風にやっていきますが、その計算は今の計算と違ってきますので、私の理解では、今の経費というのは、繰入金も入ったり、返還も入ったりしている収支の計算となっていますよね。今度は、企業会計に移行すると中身も変わってくる可能性もあるという事です。
金井委員	だから大きな違いは減価償却費ということですね。
長坂会長	今度はいわゆるキャッシュフローがでない、キャッシュアウトしない費用というか、今は現金収支でやっていますよね。その辺がちょっと違うんですね。

金井委員

そうすると下水道の業績が悪化するのが推測されますから、再度値上げの可能性があるとということですか。

長坂会長

その辺を多分計算書を作ってみないと、今は収支で出ていますから、足りないのはいくらですと。今度はそういう計算書でやるとそのところが今度収支ではなくて、費用でどうかという事になりますから、利用者の方から頂いたもの、それから市のほうからの助成金がきて減価償却が入った処理費用になりますから、これはちょっと計算してみないと分らないですね。

金井委員

そうすると正しい例もでてきますね。

長坂会長

ですから、多分市の方々もお考えになって3年間くらいちょっとみて最初の頃はバタバタするでしょうから、それに慣れるのに3年くらい経つと、貸借対照表、企業会計に近い理解も浸透してくるでしょうから、という事で私は解釈したのですが。

金井委員

もし、値上げが必要となるのなら企業会計の導入はやめたほうがいいとそういう事ですかね。値上げにつながるような事はやめたほうがいいと。

長坂会長

これから先に値上がりになるのか、それからいわゆる資金会計で、資金会計というのは、出したときにとっておくという格好になりますから、その辺がこれからの課題ですかね。この辺についてはいかがでしょうか。

事務局

その辺の予測も含めまして、例え企業会計を導入したとしても、今の繰入金を全面的になくすとはいきませんから、例えば3年後に企業会計にしたのですべて使用料で賄うのだという理論ではないという風に今の段階では認識しています。ですから、3年後、企業会計に変更したのですべて使用料で賄うので値上げしますという言い方は過去の経過からも和光市としては出来ないという風に考えています。

長坂会長

それまでの雨水については助成というのはどうなのでしょう。

事務局

基本的に今も、これから先も雨水については全部市のほうで負担するというのは変わりませんので、汚水についてのそういった方向性の転換というのはありますけど、徐々にという形をとらざるを得ないのではないかと思います。

また質問で恐縮ですけど、保有資産の棚卸しに何でそんなに3年間も時間がかかる

金井委員	のですか。
	今すでにやっているのですよね。
長坂会長	今やっているのに3年間かかるのですか。
金井委員	それは慣れてくるのという意味です。今は官庁会計をやっています。ですから企業会計に習熟してくるという意味でお話ただけです。
長坂会長	以前に都庁で同じ事をやったのですが、やはり大変で色々皆さんが企業会計に慣れてくるのに時間がかかるというのがあったので、そんなことでお話したのですが、多分来年からですか。
	昨年かから棚卸しの作業を始めているのですが、昭和40年から管の工事をやっていますので、昔の資料も膨大なものでそれを一挙にできないものですから、少しずつやっているという事です。
事務局	
	償却をその年度ごとにやらないといけませんから、そうすると今残高がいくらかその辺からやるので大変なんですね。
長坂会長	
	よろしいでしょうか。先程の水道の直結給水システムなんですけれども、和光市の水道事業におきましては、増圧ポンプでの給水は10階建てまでとなっております。
事務局	
	そうですか。わかりました。
金井委員	
	その他に市民のご意見も含めたところで何かございますか。
長坂会長	
	よろしいでしょうか。県の下水道局の関係なのですが、だいぶ黒字となっております。これは各自治体に返還するという事が新聞の記事に載っていたのですが、荒川右岸については、川越市など10市3町で約68億円の黒字となっております。災害時の緊急復旧費を差し引いて、約40億円を返還する方向で関係市町と調整しているそうですが、これはどうなっているのでしょうか。
山田副会長	
	今、山田委員がおっしゃった件ですが、埼玉県が運営しています流域下水道事業が平成22年4月より地方公営企業法を全部適用したことが発端となりまして企業会計移行に先立ちまして平成21年6月に今までの剰余金の処理が発生したという事となりました。先程申し上げましたようにこれまで荒川右岸流域では、68億円の黒字が
事務局	

出たという事になっています。過去、昭和56年から流域下水道、終末処理場が運営されていた訳ですが、当初は1 m³当り37円の処理費を納めていました。

昭和62年まではすべて赤字で運営されていまして、昭和63年から黒字に転換しはじめました。黒字になったところで、37円を25円まで料金を引き下げました。説明不足で申し訳ありませんが、この37円とか25円というのは先程金井委員が2番目の質問でされています流域下水道管理運営負担金というのが1 m³当り37円とか25円という数字でございます。それが、黒字に転換したあと平成9年位までは約10億円位をプールされていたのですが、平成9年から一挙に増えてきたということで、それはなぜかという、汚水の利用される方が、急激に多くなったという事と、これまでやってきた県としての経営努力をしてきた部分であるとかそういうものがあって黒字が増えてきたということで、平成20年度末で68億円まで上がっています。

簡単にいいますと、黒字があるのだから使用料を下げればいいのかとなりますけれども、平成12年に単価が25円から32円に上がりまして今現在に至っているわけですが、これは基本的に5年間を据え置く、5年間ごとに金額を見直すという事で平成21年に見直しがあったのですが、1年間据え置くという事になっています。平成22年にこのほどどうなるのかという話がありまして、この算定の方法なのですが、まず今後5年間の維持管理費約318億円ですね。平成22年から平成26年までの5年間の維持管理費が荒川右岸全体で318億円にプラス資本費が約4億円がかかります。その他の収入が7億円あるという事でそれを引いたものに今後の5年間の処理水量10億m³を割り返すと32円になるというような事で32円は据え置かれる事になりました。68億円分のうち地震ですとか災害に20億円をプールして運転資金等に当てて約40億円を返還することで、和光市にはどのくらい返還されるのかというと、平成8年以前は赤字だったということでそれまでは県が赤字を負担していたという事でそれを相殺して以降、平成9年から平成20年までの総排水量を10市3町で割り返したものが和光市分は4.64%となっているという事で返還額が約2億円程度入ってくるという話になってます。これは平成20年度までで平成21年度分が加算されますので若干増えるので、これについては現在市の考え方というのは、過去に下水道使用料で賄えられなかった分を一般会計からずっと繰入れてきたので、一般会計へ繰入をしたいと考えていますので下水道会計には残らないこととなります。それを含めまして今後剰余金が出ないような手当てをしたいとようですが、和光市としては、流域下水道の維持管理負担金は金額が変わらないという事ありますので使用料金には全く影響がないというわけではないですが、これによって引き上げなくていいという話ではなく、将来的に施設の老朽化が発生するという事で諸々の費用がかかってくるということでありますので、多少なりとも一般会計からの繰入を減らしとおきたいというのが考えでありますから、使用料金は引き上げたいと考えています。

質問ですが、この運営負担金は変わらないという事でよろしいのですか。

長坂会長

事務局

はい。今後5年間、平成22年度から平成26年度までの5年間は32円で県はいきますとしています。過去の分の年間にして1500万円くらいになりましてそれが積みあがってきたという額だったという事です。

長坂会長

それは一般会計へ戻す、歳入するということですね。

事務局

はい。そうです。

長坂会長

そのほか何かありますか。もしなければ、次に進みますがよろしいですか。

それでは審議に入らせていただきます。まず初めに使用料改定の必要性について事務局よりご説明をよろしくお願いします。

事務局

資料2の1ページになります。前回原稿を読み上げましてご説明しましたが、下水道使用料の改定という事で提示しております。今回は概略だけお話しすると、下水道運営の不足分は一般会計からの繰入金で充当しています。しかし、今後長引く景気低迷と厳しい経済状況を反映して一般会計からの繰入金に多く望むことは困難な状況になってきているという事であります。

さらに、今後ますます節水型社会の加速とさらには市街化区域における污水管渠の整備に伴い下水道使用料の伸びは期待できないという事で先行き不透明な経済状況の中、老朽化が進行して下水道管の修繕やメンテナンス等をこれから計画的に行う転換期を迎えています。下水道運営の適正化かつ健全な安定した下水道会計を構築するために下水道料金の改定をしたいという事であります。

昭和56年4月に供用開始して以来、29年経過しました。下水道管の本管部分の工事については、昭和40年代から施工しています。管の耐用年数というのが50年といわれています。現在その耐用年数に迫っていることから、維持管理の費用がかかってくるという事で当時の築造費用に対する負担が出てくるというものですから、今回の提案をさせていただきます。ご審議よろしくお願いします。

長坂会長

それでは、使用料改定の必要性についてご意見、ご質問等がございましたら、ご発言いただきたいと思います。

一つは一般会計からの繰入金が多くは望めないという事、それから下水道管の耐用年数が期限を迎えるものがあるので設備投資が必要だという事があげられています。

これは将来のことですけれども、企業会計の形になると、各事業ごとに損益計算書、貸借対照表を作っていくという格好になりますよね。

はい。そういうことになります。先程一般会計の繰入金の額になりますが21年度

事務局	決算で５億７２３０万４千円が繰入金で、そのうち汚水分につきましての繰入額が２億７４７１万４千円、雨水分が２億９７５９万円という形です。これは資料３の２ページです。
新井部長	資料３の２ページに赤字で数字がのっているのですが、これが一般会計からの下水分の繰入れの金額でございます。
事務局	そのうち使用料収入が中段のところに出ています平成２１年度ですと５億１８３６万６千円という形で使用料収入があります。
長坂会長	⑤の資本費のところが今度は損益計算になりますからこれが変わって減価償却費になるのです。資本費がございましてここが起債元利償還費になっておりますから、ここが損益計算書で言うと今度は資本の変換ですから貸借対照表でやるわけで、このところが減価償却費と資本費の償却の支払利息となってこの金額が変わるということです。
金井委員	増えるということですか。でも資本費そのものは減っていくのですね。
長坂会長	資本費の変わりに資本費はここから抜かれて減価償却費と支払利息が入ってきますからこの辺がどうなるのかという事です。 それでは他に質問がないようですので、質疑をここで終了いたします。 ただいまの使用料改定の必要性について下水道会計を健全で安定したものとしていく目的のために、自主財源である下水道使用料より賄う必要があります改定はやむを得ないものとして、当審議会の意見は妥当という事でよろしいですか。 という事で、妥当という事で答申いたします。 つぎに、使用料の改定時期について来年の４月１日とするという方針案について事務局よりご説明をお願いします。
事務局	これが順調に進めば１２月議会へ提案いたします。その後、来年の１月より全世帯へ下水道料金の値上げについてのお知らせを配布し、周知期間とします。その後４月１日より下水道料金を改正したいと考えています。 今現在、水道料金と併せて下水道料金を２ヶ月に１回徴収しています。奇数月、偶数月の徴収に分かれています。どちらの徴収月にしても１か月分がどうしても新・旧料金となりますが、改定時期を周知期間も含めて４月１日としたいと考えています。 平成２１年度決算が平成２２年６月にすべてが出たので、それからこの資料をすべて作成してこの運営審議会へ資料を提出しています。ご審議よろしくをお願いします。

長坂会長	それでは使用料の改定時期について来年の４月１日とするという方針案についてご意見、ご質問がございましたらご発言いただきたいと思います。いかがでしょうか。 これは来年度からという事でよろしいですね。
事務局	そうです。
長坂会長	何かありませんか。それでは他に質問がないようですので、質疑を終了いたします。 ただいまの使用料の改定時期について来年の４月１日、来年度からという事ですが、４月１日とすることを当審議会の意見は妥当という事で答申いたします。 つぎに、使用料算定期間を平成２３年度から平成２５年度までの３年間とするという事、３年間では短いのではないかという市民の方からの意見もございますが、事務局より説明をお願いします。
事務局	資料２の２ページのところにのせてありますが、あくまでもこの期間というのは使用料算定期間における財政収支のバランスを確認するための作業の期間でありますので、３年後に再度社会情勢やその他の状況を含めて使用料についての再検討をするという事で３年間という期間を定めました。ご審議のほどよろしくをお願いします。
長坂会長	それでは使用料算定期間を平成２３年度から平成２５年度までの３年間とするという事に関してご意見、ご質問がございましたらご発言いただきたいと思います。いかがでしょうか。 先のことになりますが、平成２３年度以降は公会計に基づいた決算をするということになるわけですね。
事務局	予定では平成２４年度の４月１日に公営企業法の適用を考えておりますので順調に行けばその後にこれが出てくと思います。 それと、昭和５６年当初和光市が使用料の算定期間は昭和５６年４月１日から昭和６１年３月３１日までの５年間としていたわけですが、現在に至っています。
長坂会長	他市の状況はどうなっていますか。
事務局	ほぼ３年か５年となっています。今はこういった時代ですので３年間とする自治体が多いです。
長坂会長	だいたい３年か５年としているのが標準ですね。他にありますか。よろしいでしょうか。

各委員

はい。

長坂会長

それではご質問もないようですので、質疑を終了いたします。

ただいまの使用料の算定期間について平成23年度から平成25年度までの3年間とする事を当審議会の意見は妥当という事で答申いたします。

つぎに、使用料の改定率を19.43%とする事に関して事務局より説明をお願いします。

事務局

資料2の2ページにございますが、あくまでも今回は経費回収率を100%に近づけるという事ではありません。100%にするためには35%程度まで引上げが必要となりますが、それではあまりにも極端すぎるので、19.43%、約20%程度の引き上げとします。

それに行くまでにいろいろ検討しました。資料3の8ページに改定率を20%に改定した場合の経費回収率、15%上げた場合の経費回収率、という風に30%まで検討してみました。そうしたところ、20%にした場合平成31年には100%を超えるという事になるのですけれども、平成25年までで89%までいけるということでありますので、この3年間はいけると結論が出ましたので、20%を採用しました。

長坂会長

ありがとうございました。それでは、使用料の改定率を19.43%とする事に関してご意見、ご質問がございましたらご発言いただきたいと思います。いかがでしょうか。

私のほうから質問します。資料3の右下のグラフですが、グリーンの線が経費回収率で平成16年度からずっと上にあがっているのですが、そのまま行くとずっとあがっていきそうな感じですがこれはどうなるのでしょうか。

事務局

2ページに平成31年度まで料金を改正しないで行った場合、どの程度まで経費回収率が上がるのか予測していますが、平成31年度までに84.51%まで行きますという事になっていますが、ただ、先程お話したとおり、これから下水道館施設の老朽化が進み補修などがでてくると、維持管理費が加算されますのでこの数字は維持管理をしない数字となっていますので、実際はこの数字よりも下がってきます。

長坂会長

このメンテナンス費用は2ページのどこにでできますか。管の取替とか。

事務局

アの部分です。維持管理の部分で雨水を含んでますが、その額を見込んでおります。

アのところに入っているのですね。

長坂会長
事務局

はい。5 ページのところに老朽管の更新、耐震化という事で平成 26 年度から 1 億円ほど見込んだ場合の数字で載せてあります。

金井委員

それはアのところに入っていますか。

事務局

はい。入っております。資本費の中に入っています。

長坂会長

2 ページの処理費とかそういうものが上がっていくことはないですね。

事務局

はい。まず先程申しました 1 億円自体も借りるわけで 5 年据え置き の 30 年償還ですからほぼ後半にしか出てこない数字ですのではっきりとここに出てくる数字ではありません。それと、色々と検討した中で、基本料金を据え置いたらどうかとか、色々検討をしましたが、矛盾や不公平が出ますので、全体的な引上げとさせていただきます。

長坂会長

2 ページの経費回収率を見ると平成 21 年度で 65.3%、そのあと右に見ていくと、先程お話があったように 84.51% まで経費回収率が上がっていくようになっていますが、これはシュミレーションですから、実際は色々な事がありますから、このような中での値上げとなっていますが、皆さんいかがでしょうか。

もし、他にご質問がなければ、質疑を終了したいと思います、いかがでしょうか。よろしいですか。

ただいまの使用料の改定率について 19.43% とすることを当審議会の意見は妥当という事で答申いたします。

つぎに、使用料体系について事務局よりご説明をお願いします。

事務局

資料 2 の 4 ページに使用料の基準額とありますが、今回の引上げの案としましてはすべての中身を替えるのではなく累進制使用料、従量制を採用していますので、使用料の基準額の変更、引き上げという事で、抜本的な変更はしておりません。使用料体系は今までどおりでありまして、金額を引き上げて計算しました。

長坂会長

それでは、使用料体系について、現行と同じ従量使用料に基本使用料を併置する方法に関してご意見、ご質問がございましたら、ご発言いただきたいと思います。

これは従来どおりとなりますので、使用料体系については、変化がないという事でございます。

資料 2 の 4 ページの右にある値上げ率というのが各 m^3 数に当る値上げ率で 19.91% で次が 20%、20% とこういう風になっていくわけですね。

そうすると一般的な家庭では19.91%から20%の間という風に考えていいですね。

それですべてですので、19.43%となっています。

事務局

ほかに質問もないようですので質疑を終了いたします。ただいまの使用料体系について、現行と同じ従量使用料に基本使用料を併置する方法で経営の安定性を確保するのに多くの自治体も採用しています。

長坂会長

今回の改定では現行の体系を維持しており、経営の安定には欠かせない方法と判断し、当審議会の意見は妥当という事で答申いたします。

つぎに、下水道使用料の改定案の基準額について事務局より簡単にご説明をお願いします。

事務局

資料2の4ページに記載されている額が19.43%引き上げた場合でいいますと基本額の現行が457円から548円で91円の引上げ、10㎡から20㎡までが1㎡につき、50円が60円になります。という風に引上げ額が細かく表示してあります。ただし、公衆浴場に関しては、現行どおりの45円に据え置いて引上げ額はなしとしています。全体としまして平均の19.43%となります。

下の段でございますが、現行が20㎡の世帯で税込みで1,004円が改定後は1,205円201円の引上げです。50㎡は現行が2,842円、改定後は3,410円で568円の引上げです。これはあくまでも下水道条例の話ですので、9ページに早見表がありまして金額が若干違っていますが、2ヶ月をまとめたものと1ヶ月の差でございまして9ページの方を現在和光市では採用しています。以上です。

金井委員

公衆浴場はスポーツセンターなどは入っていますか。例えば駅前のスポーツジム等とか。

事務局

公衆浴場法という法律がありまして、法律の中で規定されているもので、和光市には現在1件しかありません。

スーパー銭湯とかそういうものは含まれません。

金井委員

わかりました。

長坂会長

公衆浴場は例外的ですね。

はい。そうです。

事務局 長坂会長	一般家庭では1日当たり7円から10円の負担増となりますね。
事務局	はい。その程度で何とか負担をお願いしたいのですが、実際に支払をする市民の皆さんにとっては下水道使用料が引き上げになるという事は、抵抗ありますので。
長坂会長	他の委員さんでご意見はございますか。よろしいですか。 ほかに質問もないようですので、質疑を終了いたします。 ただいまの下水道使用料改定案の基準額については、現状の使用料体系を維持しつつ、不足額や高額なものにならないようにバランスを見ながら、累進での従量制を基に検討されており、一般排水と大量排水とのバランスも考慮されており、当審議会の意見は妥当という事で答申いたします。 ほかに全体を通して何かご意見ございますか。
金井委員	よろしいでしょうか。先程管渠費で平成26年度から毎年1億円計上していますが、という事は、企業会計に移行した場合、1億円を計上している事は減価償却費に相当するわけですね。そうするとあまり大きな変化はないという事で予想していいのかな。
長坂会長	そこが難しいところで、耐用年数が何年かとかがありますから、その辺をよくみてみないといけませんから、下水道管を取り替えたからといってお金は出ますが、減価償却というのはずっと続いていますから費用の部分がどう影響するかですね。
事務局	下水道管の長寿命化で全体を調査いたしますが、その中で悪いところを内側を樹脂で補強するという工事になりますから、工事をしたからといってそこから50年もつという事ではありません。10年程度は寿命が延びるといわれています。ただ、全国的に補修工事が始まったばかりで実際の実例がありません。
金井委員	下水道管そのものを交換するわけではないのですね。
事務局	下水道管を取り替えるというのはできませんので、下水道管を長寿命化工事をしていくという事です。
金井委員	例えばマンションなどで排水管を更新するのではなくて更正するという技術がありまして今の外観をそのまま残して中は樹脂で更正するのがありますね。
	その大型版です。実際に道路自体に水道、ガス、電気すべてのものが埋設されて

事務局	いましてそれを掘り起こすというのは現実的に困難です。そうすると今の下水道管を活かしていく工事になります。 それは東京都などですでに実証済みとかそういうことはありますか。
金井委員	
事務局	東京都ですとか川越市などは古い管がありますので、工事を施工していますが、それがどのくらいもつのかという事はまだ証明されていません。 そうすると修繕費となりますね。これからまた色々と変わってくると思いますけど。では私のほうから質問という事でよろしいですか。 値上げをするという事は必ずその反対で費用削減というものがしっかりとやっているのしょうね。というところが市民の方からお話が出るとありますが、費用対効果を高める努力としてどのような事をされているか質問させてください。
長坂会長	
事務局	まず下水道としては、下水道管を布設して投資しましたので、すべての方にご利用いただくのが費用対効果に一番有効的なのですが、平成22年3月31日現在で下水道管へ接続できる地域で下水道管へ接続されていない方が約3%の方で、人数的には2,204人の方にまだご利用いただいておりません。こちらの方々に下水道を利用していただくという事で今年度より市役所を退職された方を再任用いたしまして市内を巡回し未接続の方々へ接続のPRをしています。 下水道課としては出来る限り下水道へ接続していただくという事が重要と認識しています。 ありがとうございました。
長坂会長	それともうひとつ気になるのが、この改定に係る市民への周知については、どの様に考えていますか。
事務局	今後の予定でございますが、本日ご承認していただければ、次の段階として10月の末に市民の方に対し各公民館等で昼夜間になりますが、説明会を予定しています。その後、12月の議会提案し議会を通過しましたら1月、2月に全戸配布で料金改正の文書をお配りし、その他2ヶ月に1回発行される使用水量のお知らせ文の中に連絡欄がございまして、それに下水道使用料を改定します。というお知らせを載せるという風に考えております。出来るだけ多くPRをし、市民の皆様へご理解頂けるよう努めてまいります。 ありがとうございます。出来るだけ丁寧に市民の皆様へ説明していただきたいと思

長坂会長

います。

他に何かございますか。なければ今回、諮問されました議題に関しまして、すべて審議が終了いたしました。

答申書に関しましては先程審議していただいた内容を基に作成し、会長、副会長で責任をもって市長に答申いたします。

それでは以上をもちまして第2回和光市下水道事業運営審議会を終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

本日は長時間にわたりご審議いただきありがとうございました。

事務局

最後に建設部長よりご挨拶申し上げます。

新井部長

建設部長の新井でございます。長坂会長をはじめ委員の皆様方には今回の諮問に対しまして慎重なるご審議をしていただき誠にありがとうございました。

今後も諮問事項があるときには、委員の皆様にお集まりいただき、ご審議していただきたいと考えておりますので、今後ともよろしく申し上げます。どうもありがとうございました。